

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三条市長 滝沢 亮

市町村名 (市町村コード)	三条市 (152048)	
地域名 (地域内農業集落名)	下田地域 (檜山、花淵、笹岡上組、笹岡中組、笹岡下組、中野原、荻堀上、荻堀下、原上、原下、桑切、笹巻、福沢、大沢、長沢、駒込上、駒込中、駒込下、広手、大平、高屋敷、滝谷、島淵、福岡、高岡、下大浦、馬場、上大浦、遅場、葎谷、濁沢、早水、牛野尾、長野、名下、栗山、塩野淵、笠堀、大谷地、南五百川、北五百川、院内、森町、田屋、棚鱗、荒沢、小長沢、庭月、八木前、江口、島川原、南中、上飯田、中飯田、下飯田、鹿峠、小外谷、曲谷、牛ヶ首、落合、上谷地、蝶名林、中浦、新屋、鹿熊)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合は33%。経営面積別では、5~10haの経営体が占める割合が7%、経営面積10ha以上の経営体が占める割合が15%(R6.10.1現在)
- ・水田農業における主食用米以外の作物では、そばの作付が多く、水田面積の8%。作物不作付が21%と高い。(R5年産)
- ・水稲単一の経営体が多い。法人が9経営体、生産組合が3団体
- ・矮小で傾斜が大きい圃場が多く、平地地域と比べて、経営面積の拡大による作業の効率化を図ることが難しい。
- ・自然環境の保全を始めとした農業、農村が持つ多面的な機能が最も発揮される地域である一方で、有害鳥獣による被害を受けやすい環境にある。
- ・人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、営農体制の維持にとどまらず、集落機能の維持の視点も含めた地域づくりが課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田農業の収益増加を図るため、地域全体として生産コストの削減に向けて、組織化、地域の話合い、圃場整備等を契機とした担い手への集積・集約化を進めていく。併せて、スマート農業の普及を図る。
- ・主食用米の食味、品質の確保に向けて、気象変動に対応した基本技術の習得を図っていく。
- ・需要に応じた主食用米の生産と併せ、そば等の生産による農地の有効活用を図っていく。
- ・中山間地域の持つ豊かな自然を生かし、有機栽培や特別栽培など、環境に配慮した農産物生産及び国内外への販売活動に取り組んでいく。
- ・国営開発畑においては、JAの生産部会や関係機関、団体が連携し、甘藷を始めとした根菜類等の生産継続を図り、耕作放棄地の抑制に努める。
- ・農地利用の維持に向け、関係機関、団体、地域と一体となって、鳥獣被害防止対策を実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,907 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,907 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・地域での話し合いが促進されるよう、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員と行政、農業協同組合、土地改良区等、関係機関、団体が連携し、情報提供等のサポートを行い、計画的な担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・担い手を始めとする地域の農業者の将来的な営農への意向を、地域の話し合いや農業委員、農地利用最適化推進員の活動などで確認を行っていく中で、農地バンクの活用を推進していく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・南五百川地区、新屋地区において、農地中間管理機構関連の農地整備事業を実施していくとともに、その他の計画地区の基盤整備事業を進めていく。 ・農業生産基盤の適正な維持を図るため、農業用水利施設等の更新等の事業を計画的に行っていく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・県、市、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関、団体が連携して、新規就農、経営拡大・改善、技術向上、農地斡旋など、様々な相談に対応し、地域農業の維持・発展を図っていく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・水稲では、JAに乾燥・調整作業、農業共済組合に共同防除作業の委託が行われている。そばでは、JAに収穫・乾燥・調整の作業が委託されている。引き続き、各農業者の経営方針に基づき、作業の効率化や合理化を図っていく。 ・また、法人や生産組合、大規模農家等への作業委託についても検討・実施し、経営や作業の効率化を進めていく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関、団体等が連携し、電気柵等の防除対策、有害鳥獣の捕獲・駆除、追い払いや山際のやぶ等の刈り払いなどの緩衝帯整備を地域と一体となって取り組み、野生鳥獣による被害の防止・軽減を図る。
- ②関連団体との連携を通じ、環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用しながら、有機栽培や特別栽培の推進を図っていく。
- ③各種団体等が行うスマート農業の体験機会などを通じて、それぞれの経営に応じたスマート農業の普及に取り組む。
- ④輸出にノウハウのある事業者等との連携を通じ、新たな需要の獲得や付加価値の向上に向けて、販路開拓に取り組む。
- ⑦関係機関、団体等が連携し、耕作放棄地の解消に向けて、受け手の確保等に取り組む。
- ⑧多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動や、計画的な土地改良事業の実施により、適正な農業生産基盤の維持を図る。